■景観形成基準等の解説

景観保全のためのメインテーマ:「天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観保全」

〇天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中心とした大景域の景観保全を図る 〇天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される市街地景観の保全を図る

ゾーン別景観形成方針

	-1-21-14 · V	幹線道路沿道ゾーン				解説等補足
	市街地ゾーン		眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	炸 机守怕之
検討区域	基本は、天橋立を中心とした周囲 北側は海域、南側は用途地域界で					
景観構成に関する地域特性	天橋立周辺の沿岸域に形成された市 街地や田園等			的に俯瞰される天橋立周辺を代表す	山並みと海域が織りなす豊かな自然景観 を有し、天橋立の眺望景観の背景をなす 重要な構成要素	
ゾーン別 景観形成方針	天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、市街地部におけるまち並みと主たる景観の構成要素である山並みに対して配慮した景観形成	天橋立へのアプローチに相応しい 景観形成を誘導し、幹線道路沿道 から天橋立への眺望保全と沿道の まち並み景観との調和に配慮した 景観形成	左記に加えて、沿道から天橋立への眺望、及び、天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成	主要な視点場から天橋立と一体となって見える俯瞰景観を保全するために、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成	天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに対して配慮した景観形成	「主要な視点場」とは ・天橋立を俯瞰する展望施設等で、山の頂や中腹等に位置する代表的な視点場。傘松公園や天橋立ピューランド、大内峠一字観公園、雪舟観など ・大内峠、雪舟観等については、天橋立までの距離が遠く見え方が違うため、今後段階的に重点ゾーンについて検討することとする。
ゾーン設定	他のゾーンを除く区域	良好な沿道景観の形成のために、主要 な幹線道路沿道を対象	天橋立から眺望景観の維持・保全を 目的とする、天橋立から概ね2km の範囲の沿岸域	府中地区-傘松公園から天橋立を 一望できる範囲(天橋 立を中心とした 100 度の範囲) 文珠地区-天橋立ビューランドか ら天橋立を一望できる 範囲(天橋立を中心と した100度の範囲)	「海 域」-宮津湾及び阿蘇海 「山並み」-地域森林計画で規定された民有林及び国有林 (用途地域の設定された区域を除く)	「概ね2kmの範囲」の考え方・景観の表情、形態等が認識できる限界は概ね2kmとされている。

1.建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更

◇届出行為

	市街地ゾーン	幹線道路沿道ゾーン 眺望景観沿道ゾーン	俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	基準等の解説
届出行為	届出の対象となる行為 行為の種類 建築物の新築、改築又は 移転 建築物の増築 建築物の外観を変更する こととなる修繕若しく変更 模様替え又は色彩の変更	対象となる行為 次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000m以上の建築物 増築後の建築物が上記のいずれかに該当する 行為 (既存部分については、景観形成基準の指導対象とする) ・上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る部分の面積が10m以上の行為	築、改築又は移転 10m ³ l	対象となる行為 対象に係る部分の床面積が 以上のもの に係る部分の面積が10㎡ もの	○4階建て以上の建築物 ・計画区域内は、2・3階建の建物が大半。 ・4階建以上の建物は38件(平成5年~平成17年;以下同じ) ・4階建て以上の建物は中低層のまち並みのなかで、突出して見える。 ・よって、景観誘導する大規模建築物として4階建以上の建築物を対象とする。 ○高さ12m以上の建築物 ・計画区域は、低層の建築物を中心とする地域であり、都市計画法の第1種低層住居専用地域で最大限許容される12m以上の物件は影響が大きいと考えられる。 ・他府県では、13m(12/21)が大半。12mは府県では事例なし。 ・実態では、4階建建築物のうち(11件)、高さ13m未満の件数も3件(12m以上13m未満)みられ、実態として高さ13m未満の建築物もあることから、高さ12m以上の建築物を届出対象とする。 ○延べ床面積1,000㎡以上の建築物 ・他府県では、最も多い基準(11/21) ・確認申請データにおける4階建建築物における延べ床面積は、1000㎡以上の件数が多い。 ・3階建て建築物においても1000㎡以上の建物が存在している(11件)。

	市街地ゾーン	幹線道路沿道ゾー		俯瞰景観重点ゾーン	自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置•配置		・道路に面する壁面位置の連続性に配慮する。		・道路に面する壁面位置等を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。 動から天橋立への眺望を阻害 を面に向けて大きな壁面を見 を工夫した配置とする。	・天橋立や主要な視点場から の眺望を阻害しないよう に、海面に向けて大きな壁 面を見せない等、建築物の 向きを工夫した配置とす る。	
規模	低減するよう配慮する ・山裾に建築する場合は の向きや配置等の工夫 また、建物前面の緑地 との調和に配慮する。	。 、建物が前面に大きく見 により小さく見せるよう 配置や山裾法面の緑化等 は、天橋立から眺めた場	えることがないよう、建物		【市街地ゾーン等に同じ】	
匠	0		・勾配屋根を基本とする。 ただし、勾配のある軒庇 も可とする 道景観の連続性、山並みと	・和瓦の勾配屋根を基本とする。 ・屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、まち ・並みの連続性に配慮する。	・勾配屋根を基本とする。 ただし、勾配のある軒庇も 可とする。	
屋上		・塔屋部の突出を避け、	建築物と一体となる外観と	なるよう努める。	・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観とし、 背景の山並みとの調和に 配慮する。	
建築設備等		に配慮する。 ・幹線道路や天橋立から	建物付帯設備が直接見えな	いよう設置位置等を工夫し、		
材料				と調和した材料を選択するよ きな面積で用いないよう努め		

		中海道路沿道ゾーン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自然景観保全ゾーン 基準等の解説	
色彩		・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩	に、明度幅7~5 (一部8~5)、彩度1以下(一部3以下)の範囲の基準とする。 ○外壁の見付面積の5分の1未満 ●建物壁面における基調色の配色構成として、その割合は一般的に約70%とされている。*1色定テキスト(社団法人全国服飾教育者連合会発行)より ●自然度の高いこの地域においては、基調色の度合いを高め、より調和に配慮するため、壁面の面積の5分の1をその対象とした。	記 度 9.5 (。 会 本 検 を 基 彩 後
	屋根	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 する。 ・含ての建築物の屋根は和を基本とし、以下の色彩する。 「白根 明度 彩度 10R 4以下 3以下 25Y	 【市街地ゾーン等に同じ】 ●屋根を俯瞰した際に、隣接する天橋立等の自然景観との調和に配慮した色彩を基本とする。 ●従来のいぶし銀や灰色を基調とした単色的な配色よりも、季節の移ろいを豊かに映し出し、まにぎやかさも感じさせるような色彩が望ましい。 ●隣接する自然景観に配慮した松の樹皮や砂の色に近い茶色系(10R~2.5Y) 色彩といぶし銀彩の和瓦を基本とする。 	
その他		・地域の在来種を選定するなど、既存樹種、周辺環境との調和に配慮する。 ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。 ・天橋立からの眺めに配慮 ・天橋立からの眺めに配慮 し、海側の建築敷地の境 ・大橋立からの眺めに配別	地 、海側の建築敷地の境界付 地 には は には は は は は は は は は は は は は は は は	
		界付近に植栽を行う。 境界付近に植栽を行う。	・ 森林を含む)を配置し、背景の山並みの緑との調和を図る。	

2.工作物の新設、増設、移転、外観の変更又は色彩の変更

◇届出行為

	届出行為						
	工作物の種類			届出対象			
		市街地ゾーン		[「] ーン 眺望景観沿道 ゾーン	俯瞰景観重点 ゾーン	自然景観保全 ゾーン	基準等の解説
	・煙突	高さ12m以上の	のもの		高さ6m以上の	もの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ6mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・高架水槽等	高さ12m以上の	かもの		高さ8m以上の	もの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・昇降機、ウォーターシュート等(コースター、メーリーゴーランド、観覧車等の遊戯施設)	高さ12m以上の	かもの		高さ6m以上の	もの	●煙突高さに準ずる。 ○建築基準法上は全て
建築基	・コンクリートプラント、ア スファルトプラント、クラ ッシャープラント、その他 これらに類する製造施設			高さ6m以上の	もの	●煙突高さに準ずる。○建築基準法上は全て	
準法対象	・自動車車庫の用途に供する施設	高さ12m以上のもの		15㎡以上のも	5 <i>0</i>	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○俯瞰景観重点、自然景観保全ゾーンは建築物対象規模を引用。15㎡は建築基準法の取り扱いで定められている1台当たりの必要面積	
エ	・穀物、飼料等の貯蔵施設	高さ12m以上の	かもの		高さ8m以上の	もの	〇高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
作物	・石油、ガス、液化石油ガス 等の貯蔵施設				高さ8m以上の	もの	○高さ8mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
7/0	・汚水・汚物処理施設、ゴミ 処理施設等の処理施設	高さ12m以上の	かもの		高さ6m以上の	もの	●煙突高さに準ずる。 ○建築基準法上は全て
	・装飾塔等	高さ12m以上の	のもの		高さ4m以上の	もの	●高さ12mは大規模建築物の届出基準を引用。 ○高さ4mは建築基準法上の建築確認を要する高さ。
	・広告塔			_			●屋外広告物規制で対応 ○建築基準法上の建築確認を要する高さ4m
	・よう壁	_		_			○建築基準法上の建築確認を要する高さ2m
	・木柱、鉄柱、RC柱	_				○建築基準法上の建築確認を要する高さ15m	
	・丘陵部に設けられるリフト、ケ すべて ーブルカー等の移動施設		すべてのもの			●ケーブルカー等は、山の斜面に設置され、望見しやす いことから全てを対象とする。	
の	架道路その他これに類するも	_					
・橋望	架その他これに類するもの						
		届出対象とな 合に準じ、	る工作物の増記 10㎡未満は原	没、外観の変見 届出対象から	更等については ^{余外} する。	、建築物の場	

	対象区域全域	(右記のゾーンを降	(く)	俯瞰景	観重点ゾーン及び	自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置•形態	・隣接するまち並・工作物本来の機能 辺景観との調和	建設等を行う場合は	する。 V範囲で周	る。 ・工作物 ・周辺の ・建築物 物本体	の本来の機能を損り の既存森林等とので のと一体に建設等	を行う場合は、建築 合わせるとともに、	
色彩	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・基調となる外観の色彩						●考え方及び基準は、建築物色彩基準に準ずる
	色相	明度	色	相	彩度		
	5YR~2.5Y	8~5	10R~	2.5Y	3以下		
	上記の色相以外	7~5	上記の1	色相以外	1以下		
	無彩色	N7~ N5					
						られる部分の色彩または、	
	工作物等の外観(外壁))の見付面積の5分の1	未満の範囲を	りで使用され	れる部分の色彩は、こ	この限りではない。	

3.開発行為

◇届出行為

	開多	基準等の解説	
	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	本年寺の解説
届出行為	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等	●3000㎡は都市計画区域内における開発許可対象面積 他府県では10/14 ●500㎡は、都市計画区域(府南部地域)における開発
	3,000㎡以上の行為	500㎡以上の行為	許可対象面積、かつ、100㎡の床面積(平屋)を有する建築物で、壁面線を敷地境界から5mセットバックした場合の一敷地の土地面積(20m×20m)を参考
			・のり面、擁壁の高さ5m、長さ10mなどの基準を設けている府県あり7/14

■景観形成基準

	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置·形態	・現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮する。 ・法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、天橋立から容易に望見されないように配慮する。	 ・現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう 壁が生じないよう配慮し、自然景観等との調 和を図る。 ・法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割 する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないよう にするとともに、天橋立や主要な視点場から 容易に望見されないように配慮する。 	
素材	・よう壁には石材等の自然素材や同等の仕上げ	「を施す等、周辺景観との調和に配慮する。	
緑化	・行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。 ・天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外周に緑化を図る。 ・緑化の際には、地域の在来種を選定するなど、隣接する既存樹種との調和に考慮する。	・行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外 周及び、望見される区域界側に緑化の量を増 やすなど、積極的な緑化を図るとともに、極 力、既存森林の保全に努める。 ・緑化の際には、地域の在来種を選定するなど 、隣接する既存樹種との調和に考慮する。	

4.土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

◇届出行為

	土地の開墾、土石の採取、鉱物	基準等の解説		
	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説 	
届出行為	3,000㎡以上の行為 	500㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ	

	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
位置•形態	・採取採掘の場所が周囲から望見できないよっ	うに、採取位置や方法等に配慮する。	
緑化	・行為の結果生じた法面は、積極的に法面線化を図る。・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存森林の保全に努める。	・行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既 存森林の保全に努める。 ・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配慮し、 緑化復元に努める。	

5.木竹の伐採

◇届出行為

	木竹の伐採(通常	基準等の解説	
	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
届出行為	3,000㎡以上の行為	500㎡以上の行為	「3. 開発行為」に同じ

■景観形成基準

	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
緑化	・周囲の景観との調和に配慮し、行為が最小限に	7 3 2 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
	なるよう努める。	小限になるよう努める。	
	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配		
	慮し、植生の連続性がなくならないよう努める。	配慮し、植生の連続性がなくならないよう努	
		める。	
		・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配	
		慮し、緑化復元に努める。	

6.屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

◇届出行為

	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		甘油生の知識
	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基準等の解説
届出行為	3,000㎡以上の行為 	500㎡以上の行為	「3.開発行為」に同じ

■景観形成基準

	対象区域全域	基準等の解説
位置·形態	・天橋立や主要な視点場及び沿道から容易に望見できないように、位置、配置を工夫する	
緑化	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、行為地外周を植栽等で遮蔽するよう努める。	

7.水面の埋立て又は干拓

◇届出行為

	水面の埋立て又は干拓		基準等の解説
	対象区域全域(右記のゾーンを除く)	俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーン	基件等の解説
届出行為	3,000㎡以上の行為	500㎡以上の行為	「3.開発行為」に同じ

■景観形成基準

	対象区域全域	基準等の解説
位置·形態	・護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いること。 ・法面が生じる場合は、低木及び中高木植栽等の緑化措置を図ること。	

8.特定照明

◇届出行為

	対象区域全域	基準等の解説
届出行為	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件(屋外にあるものに限る。)の外観について照明(特定照明)を行なう行為 特定照明の新設、移設、改設 ・届出対象となる規模をもつ建築物及び工作物等に対する行為	●特定照明を届出対象としている事例少ない・大分市:建築物等の届出対象物を対象・石垣市:戸建て住宅以外、商業用駐車場等を対象

	対象区域全域	基準等の解説
位置•形態	・建築物をライトアップする場合は、照らす対象を絞り込み控えめな照射とし、周辺への漏	
	│ れ光を防止する。 │・上方照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	
	- エカ思剝する場合は、エミハの爛れ几かないように、設置角度に十万的慮する。 - ・サーチライト、レーザー光線等の投光器類は、特定の対象物を照射する目的以外に使用し	
	ない。	
	・深夜(午後10時)以降は、野外における照明を最小限にとどめ、可能な限り消灯する。	

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

○文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、主要な視点場から俯瞰された場合における天橋立とまちなみに調和した趣ある景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置を行わないよう努める。
 ○眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路としても重要な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」などの設置を行わないよう努める。
 ○天橋立や宮津湾、阿蘇海を周回する幹線道路沿道ゾーンにおける幹線道路の沿道においては、沿道のまち並みとの調和に考慮し、まち並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするとともに、非自己用の建植看板などの設置を行わないよう努める。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1.景観重要建造物の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を 聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ・形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

基準等の解説

2.景観重要樹木の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、 合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群
- ・樹高や樹形が地域のシンボル的存在であり、地域住民に親しまれている樹木もしくは樹木群

基準等の解説

基準等の解説

景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

〇天橋立公園

- ・松林や砂浜の適正な維持管理
- ・官民一体となった保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み

○大手川

- ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備(大手橋付近の下流域区間)
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備
- ○国道178号、府中バイパス
 - ・街路の美装化や沿道のまち並みの景観形成による観光地としての景観創造と賑わい創出
 - ・天橋立や周辺への眺望に配慮することを基本にした、道路付属物、道路占用物等の景観配慮

その他の公共施設については、計画や整備の熟度と併せて景観形成に対する貢献度等を勘案して順次定めるものとする。